

## 新潟県立村上桜ヶ丘高等学校いじめ防止基本方針

本校では、すべての教職員が「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る」という事実と認識を踏まえ、生徒の人間としての尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として「いじめ等対策委員会」を組織し、家庭、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動とおした未然防止対策を行うとともに、いじめが発生または疑われる事態を把握した際には早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会と連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて、基本方針の実践に努めていきます。

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法から）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

### (2) いじめ類似行為の定義（新潟県いじめ等の対策に関する条例から）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの。

## 1 組織的な対応に向けて

- (1) 「いじめ対策委員会」を組織し、様々な教育活動や場面を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、できるだけ早期の解決に向け組織的に対応します。
- (2) いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、すべての教職員の共通理解を図るとともに、対応力の向上に努めます。

## 2 いじめの未然防止に向けて

- (1) 生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、規範意識や人権尊重感覚を身につけさせることを通じて「いじめを許さない心」や「いじめを起こさず見逃さない態度・行動力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- (2) 生徒一人ひとりが意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」の取り組みを充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- (3) 教職員の思わぬ言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないように、教職員の人権感覚をさらに磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- (4) コンピュータやスマートフォンのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

## 3 いじめの早期発見に向けて

- (1) いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いということを教職員一人ひとりが強く認識します。

- (2) 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- (3) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断します。
- (4) いじめの発生または疑いがあることを認識した場合には、一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- (5) 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- (6) 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- (7) 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

#### 4 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめられている生徒を徹底して守ります。
- (2) いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- (3) いじめの事実や疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- (4) いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させ深い反省を促すとともに、二度といじめることのないよう、学校組織として指導します。
- (5) 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組めるようにします。
- (6) いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育みます。
- (7) いじめを見て認知した生徒が安心して教職員等に伝えられる学校の雰囲気づくりに取り組み、伝えた生徒をしっかりと見守ります。
- (8) いじめを解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築にいたるよう努めます。

### 新潟県立村上桜ヶ丘高等学校「いじめ防止基本方針実践のための行動計画」

#### 1 組織的な対応に向けて

- (1) いじめ等対策委員会
  - ① 委員：校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー  
 ＊対応が必要と思われる事案が発生した場合には、必要に応じて学級担任・副担任、部活動顧問、その他該当生徒と関係の深い教職員、保護者、県教育委員会派遣の外部専門家等を加え迅速かつ適切な対応を行う。
  - ② いじめ問題の未然防止・早期発見に向けた取り組み
    - ア 未然防止対策
      - ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
      - ・全体指導計画の実施状況の把握と改善
      - ・いじめに関する意識調査
      - ・集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
      - ・校内研修会の企画・立案
      - ・要配慮生徒への支援方法の決定 等
    - イ 早期発見対策
      - ・いじめの状況を把握するためのアンケートの複数回実施と結果の分析共有
      - ・情報交換による生徒の状況把握と情報の共有
      - ・保護者との情報交換
    - ウ 取り組みの改善
      - ・本委員会において「新潟県立村上桜ヶ丘高等学校いじめ防止基本方針」を始めとした、いじめ問題への取り組みへの進捗状況の評価等を行い、学校の取り組みが実効性のあるものとなるよう改善を図る。

・本委員会を中心に、学校基本方針に基づく取り組みの実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、いじめ防止等のための取り組みに係る達成目標を設定し、評価する。そのためにPDCAサイクルを盛り込む等、業務を継続的かつ実情に即して適切に機能しているか適宜見直していく。

③いじめ発生またはその疑いがある事案が発生した時の対応

ア 調査方法、分担等の決定

- ・調査目的の明確化
- ・調査・聞き取りなど問題解決に向けての手順の決定
- ・関係ある生徒に対する聞き取り調査の実施（複数の職員で丁寧に対応する）
- ・事実関係確認のための生徒アンケート実施
- ・保護者への連絡（複数の職員で丁寧に対応する）
- ・県教育委員会への報告（必要に応じて）
- ・関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）

イ 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・学校、学年、学級に対する指導・支援
- ・被害者、加害者への指導、支援
- ・いじめを見ていた生徒等やその他の生徒への指導、支援
- ・保護者との連携
- ・県教育委員会との連携
- ・関係機関との連携

(2) 校内研修

- ① いじめに関する全教職員対象の校内研修会を毎年3回以上実施する。
- ② いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

## 2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

いじめ問題に向けた学校組織としての取り組みについて評価を行い、次年度に向けて改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくりに向けて

すべての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめに関する指導を位置づけて、組織的・計画的な指導に努める。

① 学級づくり及び学習指導の充実

ア 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「お互いに人格を高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

イ 「よりわかる授業」や「コミュニケーション能力や問題解決力を育む授業」、「一人ひとりの実態に配慮した授業」への工夫など、一人ひとりが意欲的に取り組む授業づくりに努める。

ウ いじめを許さないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりに心がけるとともに、生徒自らが好ましい人間関係づくりができるよう指導に努める。

② 規範意識や人権感覚を高める指導の充実

ア 「生きるV」等を活用し、授業や講演会等人権教育の実施に努める。

イ 生徒一人ひとりが、他者の人権を尊重できるよう、日常の様々な場面をとおして指導する。

ウ 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないように、教職員一人ひとりが、人権感覚を磨き、「いじめ防止学習プログラム」を活用する等生徒への指導に細心の注意を払う。

エ 人としてしてはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる規範意識を育てる。

③ 特別活動の充実

ア 部活動や学校行事の充実により、望ましい集団活動をとおして、コミュニケーション能力を育む。

④ 保護者・地域との連携

ア 保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知し、共通の基盤に立って、「いじめ見逃しゼロスクール」等県民運動への取り組みを共有化し、関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めることにより、意

識の醸成に努める。

イ 学校のホームページ等をとおして、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

ウ 学校基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定する。達成状況を把握するために学校自己評価を活用し、学校いじめ対策委員会を中心に評価し、PDCAサイクルを盛り込む等「学校組織としてのいじめ問題への取り組み」について適切に機能しているか等確認し、必要に応じて改善を図る。

(3) 指導上の留意点

① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。

② 発達障害を含む特別支援教育を必要とする生徒に対しては、全職員の共通理解のもとで適性や能力を踏まえ適切に対応する。

(4) インターネットを介したいじめへの対応

① 携帯電話、スマートフォン等の使用に係る情報モラルやメディアリテラシーについて、家庭と連携して教科情報、倫理、家庭科、LHR等を活用し指導する。

ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報を含む内容を掲載しないこと。

イ SNS（ソーシャルネットワークサービス）などインターネットを介した他者への誹謗・中傷をしないこと。

ウ 有害サイトにアクセスしないこと。

② 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。

### 3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

① 面談時には、いじめの有無の確認や普段とは異なる些細な兆候等、生徒の見守りに努める。

② 教職員はいじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(2) 早期発見のための手立て

① 生徒が手軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

② 「学年会」に「情報交換会」等を設定する等、必要に応じて気になる生徒の情報を共有化し、組織的に対応できる体制を整える。

③ 生徒との面談や生徒・保護者・学級担任による三者面談等を通じて、定期的に情報を把握する。

④ 生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態把握調査」を随時実施する。

⑤ 生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい教育相談体制をさらに整える。

### 4 いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

① いじめられた生徒やその生徒の保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を厳守することを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。

② いじめた生徒に対しては、人権に配慮しながら毅然とした姿勢で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期発見のための対応

① 学級担任・副担任や学年主任、生徒指導部等が関係生徒に対し、聞き取り調査やアンケートを行い、事実関係を明らかにしていく。必要に応じては、外部専門家とも連携をとる。

(3) 生徒・保護者への支援

① いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実関係を報告し、理解を求め、いじめの事案に係わる情報を共有する。

② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・支援を行う。

④ いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合っ

た上で決定する。

- ⑤ いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・支援する。
  - ⑥ いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・支援にあたる。
  - ⑦ 児童生徒及び保護者の心のケアを図るためスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談する等緊密に連携する。
- (4) いじめを認知し見過ごしていた生徒等に対する働きかけ
- ① いじめの問題について話し合わせる等、生徒全員に自分自身の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見過ごすことなく根絶しようとする心や態度、行為の育成に努める。
  - ② いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- (5) インターネットを介したいじめへの対応
- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ等対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら、当該のいじめにかかわる情報の削除等を求める。
  - ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に支援を求める。
- (6) 警察との連携
- ① いじめが犯罪行為として取り扱われるか否かについては、所轄の警察署と連携して対処する。
- (7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて
- ① 単に謝罪をもって解決したものと判断することなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・支援する。
  - ② 双方の生徒及び周囲の生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

## 5 重大事態への対応

- (1) 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な支援を求める。
- (2) 当該するいじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師など外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ等対策委員会が主体となり、学校組織を挙げて対応する。
- (3) 当該する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、必要に応じて開催する保護者説明会等により、適時・適切に保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ等対策委員会を中心として速やかに学校として再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

【いじめ認知のフローチャート】

